

## 1 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更の概要

### (1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

長期的、広域的な視点から都市の将来像を示し、区域区分（市街化区域と市街化調整区域）、土地利用のあり方、道路・公園などの整備方針、自然環境の保全の方針などを定めるもの。

①定める者：埼玉県

②位置づけ：整・開・保は県総合計画に即し、市の総合計画などと調整したもの。

③範 囲：富士見市・ふじみ野市・三芳町

### (2) 変更の内容

①土地区画整理事業の実施により三芳町富士塚地区（約14ヘクタール）について、区域区分の方針、市街地開発事業の方針などの変更。

ページ	変 更 箇 所	
	新	旧
P 3 変更	2-(2)-③ 市街化区域の概ねの規模 2,018ha	1,903ha
P 4 追加	3-(1)-① 主要用途の配置の方針 富士塚地区	—
P 5 追加	3-(1)-② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針 富士塚地区	—
P 8 削除	3-(1)-⑤-4) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針 —	旧暫定逆線引き区域については、…。
P 14 追加	3-(3)-① 主要な市街地開発事業の決定の方針 富士塚地区	—
P 14 追加	3-(3)-② 市街地整備の目標 富士塚地区	—

②都市計画事業の進捗状況に伴う変更。（富士見市に関連するもの）

ページ	変 更 箇 所	
	新)	旧)
P 4 変更	3-(1)-① 主要用途の配置の方針 つるせ台地区	鶴瀬第2団地
P 5 変更	3-(1)-② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針 つるせ台地区	鶴瀬第2団地
P 13 削除	3-(2)-②-3) 主要な施設の整備目標 —	砂川堀第4-2処理分区
追加	江川第4、柳瀬第10-1処理分区	—
追加	新河岸川第3・第5排水区	—

P 1 3 削除	3 - ( 2 ) - ③ - 2) 主要な施設の配置の方針	火葬場
P 1 3 削除	3 - ( 2 ) - ③ - 3) 主要な施設の整備目標	火葬場
P 1 4 削除	3 - ( 3 ) - ① 主要な市街地開発事業の決定の方針	勝瀬原地区
P 1 4 削除	3 - ( 3 ) - ② 市街地整備の目標	勝瀬原地区
P 1 7 削除	3 - ( 4 ) - ④ 主要な緑地の確保目標	勝瀬原記念公園
削除	—	富士見市第2運動公園
変更	諏訪の森特別緑地保全地区	諏訪の森緑地保全地区

### (3) スケジュール

- ・ 構想案の閲覧（法第16条） 平成24年 5月 8日～22日
- ・ 公聴会（中止） 平成24年 6月 6日 ※公述申出なし
- ・ 市都市計画審議会（事前説明） 平成24年 8月24日
- ・ 計画案の縦覧（法第17条） 平成24年 9月14日～10月1日（予定）
- ・ 市町への意見聴取 平成24年10月中旬（予定）
- ・ 市都市計画審議会（諮問） 平成24年10月下旬（予定）
- ・ 県都市計画審議会 平成24年11月上旬（予定）
- ・ 国土交通大臣同意 平成24年12月上旬（予定）
- ・ 決定告示 平成25年 1月上旬（予定）

## 2 関連する都市計画の変更

### ①区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）の変更（県決定）

三芳町富士塚地区の市街化調整区域（旧暫定逆線引き区域（\*））について、土地区画整理事業により計画的な市街地整備が行われることが確実となったため、市街化区域に編入されるものです。

### ②富士塚土地区画整理事業（町決定）

三芳町富士塚地区の市街化調整区域（\*）について、土地区画整理事業の実施について関係権利者との合意形成が図れたことから土地区画整理事業の決定がされるものです。

## 3 配布資料一覧

- ①理由書 ……資料2
- ②都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案） ……資料3
- ③都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）新旧対照表 ……資料4
- ④地区位置図＜参考＞ ……資料5